

裁定終了時期	1993年6月
裁定機関	東京地方裁判所、千葉大学

C - 2 - 2. 不正行為2：研究費の流用

ケース1	
所属機関	大学医学部
役職（年齢）	① 教授（52） ② 講師（46）
処分の対象	厚生省の厚生科学研究費補助金4,850万円、文部省の科学研究費補助金730万円について、全額使用したとする虚偽の報告書を提出し、保管した。
法規則の適用	詐欺、補助金適性化法
処分の内容	① 懲役2年6ヶ月、執行猶予3年、免職 ② 停職6ヶ月
発生時期	1996年～2000年
発覚時期	2002年1月
裁定終了時期	2003年1月
裁定機関	徳島地方裁判所、徳島大学

ケース2	
所属機関	大学歯学部
役職（年齢）	① 教授（62） ② 教授（59） ③ 助手（37）
処分の対象	文部省の科学研究費補助金850万円の取得の際に申請していた、大学院生2人に対する労務謝金1人当たり5万円を支払わず、研究室の運営資金に充てた。また、教授が別の研究室の助手を受け入れる際に、「研究指導料」の名目で、助手が所属する研究室の教授から現金200万円を受け取った。
法規則の適用	補助金適性化法
処分の内容	① 免職 ② 停職12ヶ月 ③ 厳重注意
発生時期	1992年5月～1993年11月、1995年
発覚時期	1996年2月*
裁定終了時期	1996年3月

裁定機関	岡山大学
------	------

※ 文部省に匿名の投書があった為、発覚した。

ケース 3	
所属機関	大学薬学部
役職（年齢）	教授（57）
処分の対象	文部省の科学研究費補助金と財団の助成金、総額 625 万円を使用したとする虚偽の報告書を提出し、保管した。またその一部をパソコン購入費に充てた。
法規則の適用	補助金適性化法
処分の内容	停職 3 カ月
発生時期	1995 年 2 月～2000 年 3 月
発覚時期	2001 年 2 月
裁定終了時期	2002 年 8 月
裁定機関	富山医科薬科大学

ケース 4	
所属機関	大学医学部
役職（年齢）	教授（46）
処分の対象	厚生省の厚生科研費補助金と文部省の科学研究費補助金の一部を「雇用人件費」「出張費」などの名目で虚偽の報告書を提出し、760 万円を保管した。またその一部を研究室の備品購入費と人件費に充てた。
法規則の適用	補助金適性化法
処分の内容	減給 10 分の 1、6 カ月間
発生時期	1998 年
発覚時期	1999 年 10 月
裁定終了時期	2000 年 5 月
裁定機関	三重大学

ケース 5	
所属機関	大学医学部
役職（年齢）	① 助教授（46） ② 教授 14 名、助教授 10 名、講師 6 名、助手 6 名（不定）
処分の対象	助教授（46）は、文部省の科学研究費補助金 200 万円について、虚偽の使用報告書を提出し、研究室に保管した。またその内、3 万 5,000 円を年賀

	状購入費に充てた。教授ら36名は、文部省の科学研究費補助金の総額2,900万円について、虚偽の使用法億書を提出し、保管した。また、出張旅費や研究室運営費などに充てた。
法規則の適用	補助金適性化法
処分の内容	① 減給10分の1、1カ月 ② 訓告、又は厳重注意
発生時期	1996年4月～2002年3月
発覚時期	2002年4月*
裁定終了時期	2002年12月
裁定機関	神戸大学

* 文部省に匿名の投書があった為、発覚した。

C - 2 - 3. 不正行為3：研究材料の持出し

ケース1	
所属機関	企業
役職（年齢）	主任研究員（32）
処分の対象	実験室のアジ化ナトリウムを無断で持出した。また、実験室の食用砂糖に混入り、研究員らに重軽傷を負わせた。
法規則の適用	窃盗、殺人未遂
処分の内容	懲役6年
発生時期	2002年8月
発覚時期	2002年8月
裁定終了時期	2003年3月
裁定機関	大阪地方裁判所

ケース2	
所属機関	① 大学医学部（米国） ② 公的機関
役職（年齢）	① 助教授（39） ② 研究員（40）
処分の対象	米国の研究機関に所属していた日本人研究者らが、移籍に際して、遺伝子や細胞、試薬を無断で持出した。またその一部を破損した。
法規則の適用	米国産業スパイ（商業機密窃取）
処分の内容	① 保護観察3年、罰金500US\$、地域でのボランティア活動150時間

	② 現在係争中
発生時期	1999年7月～1999年8月
発覚時期	1999年9月
裁定終了時期	2003年5月（但し、現在も係争中）
裁定機関	クリーブランド連邦地方裁判所

ケース 3	
所属機関	国立大学研究所
役職（年齢）	技官（40）
処分の対象	P ³² のアンプル入りの格納ケース3個と、C ¹⁴ のアンプル入りの格納ケース1個を無断で施設外に持出した。また、P ³² を含む水溶液約400μlを実験室内に散布した。
法規則の適用	窃盗、威力業務妨害
処分の内容	刑罰は不詳、免職
発生時期	1997年6月
発覚時期	1997年6月
裁定終了時期	1997年11月
裁定機関	大阪大学

ケース 4	
所属機関	大学医学部
役職（年齢）	研究医（31）
処分の対象	実験室から実験用エーテルを無断で持出し、常用していた。また、吸引を目撃された際に、目撃した医師にエーテルを吸引させた上、暴力を加えた。
法規則の適用	窃盗、傷害
処分の内容	除籍
発生時期	1989年
発覚時期	1989年10月
裁定終了時期	1989年10月
裁定機関	日本医科大学

ケース 5	
所属機関	大学農学部
役職（年齢）	助教授（50）
処分の対象	助教授の指示により、大学院生らが P ³² を計8回にわたって施設外に持出

	し、標識実験に用いた。
法規則の適用	遺伝子実験指針（大学内）
処分の内容	戒告
発生時期	1994年8月～1994年11月
発覚時期	1995年3月
裁判終了時期	1995年4月
裁判機関	琉球大学

D. 考察

D - 1. 事件はなぜ無くならないのか？

本研究を始めるきっかけとなったのは、テレビや新聞で報道される、バイオ研究者の研究費流用事件であった。忘れた頃に、新しい事件が起こって来た。事件は、なぜ無くならないのか。特に不思議に思われたのは、なぜ、研究の目的で流用するのかであった。

そもそも、なぜ研究者は不正を犯すのだろうか。研究費の不正行為を例に考えてみる。まず、第一に挙げられるのは、研究者が職業上のモラルを欠いている場合である。研究費を私的な旅行費用や買い物に使った場合、明らかに研究の目的外に使用されたのであり、職業上のモラルが欠けていると言える。第二に挙げられるのは、研究者が、管理運営能力を欠いている場合である。例えば、実験材料を購入する際に、研究計画の段階で申請していない機材を助成金で購入した場合、現状では違反の扱いを受けるケースがある。必要な材料であれば、計画の段階でリストアップしている必要があり、これは管理運営能力が不足していたと言えるだろう。しかし、管理運営能力を高めても、研究は常に予定通りに進むとは限らないので、研究費制度の柔軟性に問題があるとも言える。第三に挙げるのが、研究費制度に問題がある場合である。前述の例では、違反と知っているながら購入していれば、モラルが欠如しているのは言うまでもない。しかし、研究目的に対する成果を挙げるのが助成金の目的であるならば、研究計画の修正に伴って使途を変えることは、目的の範疇におさまっており、研究費制度の柔軟性に問題があると言えるのではないか。

このように、バイオ研究者の不正行為を分析することによって、バイオ研究システムの問題点を明らかに出来るのではないかと考えている。そして、より、実効性のある、改善策を探れるのではないかと考えている。

日本人バイオ研究者による不正行為は、1987年～2002年の16年間に64件発生していた。年間発生率の平均は年間4件だが、2000年～2002年の3年間についてみると、年間発生率の平均は12件になり、それ以前の平均2.2件の5.5倍に急増した。不正行為の発生件数を分野別にみると、自然科学分野が全体の54.4%を占めたが、バイオ研究者は自然科学分野の74.4%を占めた。各分野別の発生頻度を比較すると、バイオ分野は、全分野の平均の2倍高かった。バイオ以外の自然科学分野と比較すると9倍高かった。また、バイオ分野の不正行為について、所属組織別にみると、大学が93.8%を占めた。各組織別の発生頻度を比較すると、バイオ分野の大学は、全組織の平均1.4倍高かった。以上のことから、バイオ分野の研究者の不正行為は過去3年間に急増

し、全分野の中で最も深刻な状況にある。特にバイオ分野の大学研究者は深刻な状況にある。

これらの結果から、日本における研究者の不正行為の発生状況には、分野と組織によって偏りがある。したがって、研究者が不正行為を起こす要因には、分野と組織の特性が影響していると考えられる。研究者の不正行為の問題は、分野と組織に特有の問題として取扱うべきである。言いかえれば、バイオ分野の大学研究者が不正行為を犯す原因を追求することによって、研究者の背景にある研究システムの問題点を明らかにすることが出来るといえる。

バイオ研究システムの問題点として、第一に、研究費のシステムの問題を考えられる。バイオ研究者の不正行為は、収賄が12件、研究費の流用が11件、研究材料の持出しが7件で、収賄と研究費の流用という金銭に絡んだ不正行為が上位を占めた。研究材料の持出しに関しては、日本国内のケースでは、金銭に絡んだケース見られなかったものの、2001年に米国で起訴、逮捕された産業スパイ容疑のケースと2002年の同様のケースは、金銭に絡んだ不正行為と見なされた。また、兼業不正や国家試験の漏洩は、潜在的に金銭に絡んだ不正行為であると推察される。バイオ研究者にとって、研究費は使い易いのか。研究費の管理体制は簡便か。研究費と報酬の獲得は、透明で、明確な制度のもとで成立しているか。本研究で得られた不正行為のケースをもとに、更に多角的な情報を加え、分析する必要がある。

第二の問題に、不正行為の制御のシステムが考えられる。ケーススタディで各ケースの処分の内容を挙げたが、処分に関して問題がある。研究機関内の審議で処分が決定される場合、現状では処分の軽重にバラつきがみられた。また、組織内の審議では、大学の場合は特に、その都度、教授らによる委員会が組織され、対応する。しかし教授らは学者であり、本来、不正の調査や審議の為に十分な時間やスキルを持ち合わせていない。これらの点で、バイオ研究者からみた場合に、個々の行為と不正、処分の一貫性が乏しく、同僚の不正行為から学ぶという発想に結びつき難いのではないか。バイオ研究者社会としても、不正行為の事例を蓄積し、制度を向上させることで、研究者を保護するという観点が必要である。また、ケーススタディでみられたように、バイオ研究者の不正行為が、内部告発によって発覚するケースが少くない。しかし、内部告発に関しては、既に制度化が進んでいる米国と比べ、日本は機能しているとは言えない。例えば、2000年10月に、神奈川歯科大学の講師が、上司にあたる教授と助教授の論文盗用やデータ捏造を内部告発した。しかし、内部告発の手段として、大学内の教員100名以上に電子メールを送信したことにより、大学側は講師を戒告処分にした。結局、教授と助教授の不正行為は、裁判によって講師の論文を盗用したとして有罪が認められた。内部告発が、日本のバイオ研究者社会には、不正行為の発覚の手段としてかなり不完全な形でしか受け入れられていない。内部告発には様々な手段がある。上記の事例では電子メールを用いているが、他の手段で告発しようにも、手段がないのが現状である。内部告発の是非を検討するより先に、一度でも告発によって事件が発覚し、調査され、審議されれば、内部告発は「解禁」されたのも同じであり、今後増加するであろう。日本のバイオ研究者社会は、告発に対する然るべき窓口を設置することや、調査方法、告発者の対応などについて、真剣に考えるべきである。

第三の問題に、教育がある。生物学やその周辺の科学以外の教育プログラムが、バイオ研究者

の育成に必須ではないか。これは、現在の多くの大学で自由に受けることが出来る、教養科目のようなものを指しているのではない。あくまで、専門課程の学生に対して、バイオ研究に必要な、自然科学以外の知識やスキルを養成するためのプログラムである。バイオ研究者の不正行為の変遷にみられるように、研究者をとりまく環境は、短期間でも時代によって変化している。例えば、2001年に米国で発生した同時多発テロは、米国のバイオ研究者に大きな影響を与えた。バイオテロ対策法が成立し、研究者は、バイオテロの兵器になり得るウィルスや細菌の研究材料の輸送に対して、制限がかけられた。また、それらの研究を行なう研究者の個人情報の管理が厳しくなった。この新体制下で、2002年7月には、分子生物学を専攻する大学院生が最初の逮捕者となつた²⁶。バイオ研究者の研究環境は、一定ではない。社会の動きと共に、大きな変化を強いられるることは珍しくない。例えば、サイエンス誌やネイチャー誌には、かなり頻繁に研究と社会の問題が掲載されている。バイオ研究と法律、研究予算、労働、国際政治等、テーマは幅広い。これらの記事をもとに、教育者と専門課程の学生が、バイオ研究と社会の動きについて議論をするプログラムはどうであろうか。貴重な教育資源になると考える。

第四の問題に、研究者社会の構成がある。不正行為者の役職は、教授が80名で、全体の52.3%を占め、助教授が21名(13.7%)、助手が16名(10.5%)と続いた。このことから、バイオ分野の不正行為者は、研究員や技官、大学院生よりも、役職上位者が多いといえる。考えられる要因の一つには、役職上位者が不正をはたらいた場合、研究グループ内での隠蔽をし易い為、かえつて不正の規模が拡大し、犯罪に発展し易いと考えられる。他に考えられる要因としては、役職上位者は、部下によって告発され易いという事が考えられる。いずれにしても、バイオ研究者社会が、研究グループの集合体で構成されており、研究グループ以外の立場での介入が難しいことが問題ではないだろうか。米国健康福祉省の傘下にある、ORIとDABでは、日本の30倍以上多くの不正行為が発覚した。ORIとDABでは、Ph.D.を取得する元バイオ研究者や法律の専門家が、助成先の研究機関に入り込み、直接調査し、情報を公開することによって成果をあげている。研究グループに所属しないバイオ研究者が、研究以外の立場から、バイオ研究に関与する社会が形成されている。

最後に、「バイオ研究のための研究」を担う人材の不足がある。バイオ研究のための研究とは、バイオ研究が、より社会に役立つ研究するために、研究にとって必要な要因を調査し、研究するのである。この「バイオ研究のための研究」が圧倒的に不足している。米国においては Research on Researchという名称で、一種の研究カテゴリーが形成されており、専門の研究者もいれば、NIHの研究費助成も行なわれている。例えば、バイオ研究者の行動規範の形成に関する研究や²⁷(詳細は副論文4参照)、FFPを中心とする科学の不正行為に関する調査²⁸、法律とバイオ研究の問題に関する研究がある²⁹。また、ドイツにおいては、現在、バイオ研究者の不正行為に対して、学協会が熱心に取組み始めている(詳細は副論文4を参照)。自国のバイオ研究者による不正行為が、世界的に大きな問題に発展したため、対策を迫られたことがきっかけとなった。これらの研究が、研究システムを向上させ、ひいては研究者と研究開発を保護し、支援するのではないか。

本研究は、バイオ研究者の不正行為と研究システムの問題に注目し、「バイオ研究のための研究」を試みた。日本も、大きな問題が起こる前に一実際には、既に起こっている現状があるが、然るべき調査、研究に早急に取組む必要がある。

D - 2. 謝辞

本研究において、有益なご助言を頂いた独立行政法人産業技術総合研究所・技術と社会研究センターの小林信一センター長、文部科学省・科学技術政策研究所の平野千博総務研究官、大阪大学フロンティア研究機構の西村吉雄教授、前参議院議員の畠 恵氏、に深く感謝する。また、秘書の林和子に深く感謝する。

本研究は、平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金（課題番号 H14 - 生命 - 03 主任研究者：白楽）の支援を受けた。記して感謝する。

D - 3. 参考文献

1. American Association for the Advancement of Science : AAAS Report XXVIII Research and Development FY2004 (Washington, DC, 2003) 65.
2. National Institute of Science and Technology Policy : The 2001 Survey of Public Attitude Toward Understanding of Science and Technology in Japan (2002) 14.
3. 内閣府総合科学技術会議生命倫理専門調査会：ヒト胚研究に関する国民意識調査 (2002). [アクセス：<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/haihu19/siryou2.pdf>]
4. 科学技術振興事業団：戦略的創造研究推進事業に係る研究者の流用疑惑についての調査結果、措置内容及び今後の対応 (2003). [アクセス：<http://www.jst.go.jp/pr/announce/20030514/>]
5. 遺伝子情報をスパイ 日本人 2 研究者を米が起訴 アルツハイマー試料を持ち出す, 読売新聞, 5 月 10 日付夕刊 (2001).
6. 内閣府総合科学技術会議：研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて（意見）(2001). [アクセス：<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu13/siryo3.pdf>]
7. ハーバード大から遺伝子盗む 日本人女性研究者ら逮捕 産業スパイ容疑で FBI, 読売新聞, 6 月 20 日付夕刊 (2002).
8. 参議院国会会議録, 第 156 回国会決算委員会第 9 号平成 15 年 6 月 2 日, (2003). [アクセス：<http://kokkai.ndl.go.jp/>]
9. 国立印刷局：科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件, 官報, 9 月 12 日付本紙 (2003) 10.
10. 科学朝日編：スキャンダルの科学史 (朝日新聞社, 1997).
11. 村上陽一郎：科学・技術と社会—文・理を超える新しい科学・技術論 ICU 選書 (高村教育図書, 1999).
12. 山崎茂明：科学者の不正行為—捏造・偽造・盗用— (丸善, 2002).

13. 日本科学技術会議学術と社会常置委員会：科学における不正行為とその防止について（2003）。
14. 日本ABC協会：新聞発行社レポート2003年5月（2003）。[アクセス：
<http://www.present.or.jp/adarc/data/>]
15. 総務省統計局：平成14年科学技術研究調査報告（2002）。[アクセス：
<http://www.stat.go.jp/kagaku/2002np/zuhyo/2002a101.xls>]
16. Newspaper Association of America : Facts about Newspapers 2001 (2001)18.
17. NYT on CD-ROM : the New York Times (アメリカン・センター・リファレンス資料室所蔵)。
18. 小林敏彦：ニュース英語・英字新聞ヘッドライン単語集（明日香出版社，1994）266。
19. Office of Research Integrity : ORI Annual Report on Possible Research Misconduct 1997 (1997).
20. Office of Research Integrity : ORI Annual Report on Possible Research Misconduct 1998 (1998).
21. Office of Research Integrity : ORI Annual Report on Possible Research Misconduct 1999 (1999).
22. Office of Research Integrity : ORI Annual Report on Possible Research Misconduct 2000 (2000).
23. Office of Research Integrity : ORI Annual Report on Possible Research Misconduct 2001 (2001).
24. Departmental Appeals Board : DAB Decisions Search. [アクセス：
<http://www.hhs.gov/dab/search.html>]
25. National Science Foundation : Misconduct in science and engineering, Federal Register, 56 (1991) 22286-22290.
26. D. Malakoff : Student charged with possessing Anthrax, Science, 297 (2002) 751-752.
27. S. G. Korenman, R. Berk, N. S. Wenger, and V. Lew : Evaluation of the research norms of scientists and administrators responsible for academic research integrity, JAMA., 279 (1998) 41-47.
28. Institute of Medicine National Research Council : Integrity in scientific research (National Academy Press, 2002).
29. P. E. Kalb, K.G. Koehler : Legal issues in scientific research, JAMA. , 287 (2002) 85-91.

E. 結論

1987年～2002年の新聞記事をもとに、バイオ研究者の不正行為に関するデータベースを作成した。研究者の不正行為は、自然科学分野が全体の54.4%を占めたが、そのうちバイオ研究者が74.4%を占め、バイオ研究者に偏って発生していた。バイオ分野の不正行為の発生頻度は、全体

の平均と比較すると 2 倍高く、バイオ以外の自然科学分野と比較すると 9 倍高かった。また、バイオ研究者の所属組織は、大学が 93.8% を占めた。バイオ分野の大学における不正行為の発生頻度は、全体の平均と比較すると 1.4 倍高く、不正行為が大学研究者に偏って発生していた。これらのことから、研究者が不正行為を起こす要因には、分野と組織の特性が影響していると考えられる。

バイオ研究者の不正行為は、収賄が 12 件、研究費の流用が 11 件、研究材料の持出しが 7 件で、収賄と研究費の流用という「カネに絡む」不正行為が上位を占めた。また、兼業不正や国家試験の漏洩は、潜在的に金銭に絡んだ不正行為であると推察される。研究材料の持出しへは、2001 年に米国で起訴、逮捕された産業スパイ容疑のケースと 2002 年の同様のケースは、米国では潜在的に金銭に絡んだ不正行為と見なされた。これらの不正行為が「大学」の「バイオ」研究の組織上あるいは研究上のどのような特性に関係するのか、更に多角的に情報を集め、分析する必要がある。

不正行為の件数は過去 3 年に急激に増加した。しかし不正行為の内訳は、2000 年～2002 年の過去 3 年間と、それ以前の 1987 年～1999 年では、相違がみられた。1987 年～1999 年には収賄が 10 件で最も多かったが、2000 年～2002 年には研究費の流用が 9 件で最も多かった。したがって、バイオ研究者の不正行為は、短期間でも、時代によって変化すると考えられる。

不正行為者の役職は、人数が多い順に、教授 80 名 (52.3%)、助教授 21 名 (13.7%)、助手 16 名 (10.5%) と続いた。このことから、バイオ分野の不正行為者は、役職上位者が多いと言える。考えられる要因の一つには、役職上位者が不正をはたらいた場合、研究グループ内での隠蔽をし易い為、かえって不正の規模が拡大し、結果として犯罪になってから発覚することが考えられる。他に考えられる要因は、役職上位者は、部下によって告発され易いという事が考えられる。いずれも、バイオ研究者の組織の問題である。

本研究では、新聞記事に取り上げられた不正行為を扱ったが、これらは研究者が処分（又は逮捕）された行為のうち、一般に公になったケースに限定されている。研究機関内で処分されたものの、公にされない行為に関しては、データが得られにくいことを念頭に置く必要がある。また、新聞というメディアの特性上、不正事件として認識されていないケースもあるだろう。従って、新聞以外のメディアで認識されたケースを如何に収集し、解析するかが残された課題である。

F. 健康危険情報

本研究では、健康危険情報はない。

G. 研究発表

G - 1. 論文発表

1. 白楽ロックビル(2003) (訳) 「公正倫理の研究者マニュアル」、蛋白質 核酸 酵素、48, 1313-1318.

2. 白楽ロックビル(2003) (訳) 「公正倫理の研究機関マニュアル」、蛋白質 核酸 酢、48, 1419-1423.
3. 白楽ロックビル(2003) (訳) 「公正倫理の実施・評価マニュアル」、蛋白質 核酸 酢、48, 1758-1764.
4. 白楽ロックビル (2003)「NIHの研究公正倫理グラント、申請します?」、バイオ政治学コラム vol.218, pp.1-10.
5. 白楽ロックビル (2003)「NIHのELSI研究グラント（倫理・法律・社会との関係）」、バイオ政治学コラム vol.219, pp.1-6.
6. 松尾未亜、白楽ロックビル (2003)「バイオ研究者の不正行為：新聞記事データベースの作成と解析」 研究・技術計画学会 第18回年次学術大会 講演要旨集 pp.176-179、東京
7. 松尾未亜、白楽ロックビル (2004)「論文を読んで：ドイツにおける研究者の不正」、バイオ政治学コラム vol.223, pp.1-5

G - 2. 学会発表

1. 松尾未亜、白楽ロックビル (2003) 「バイオ研究者の不正行為：新聞記事データベースの作成と解析」 研究・技術計画学会 第18回年次学術大会、東京
2. 松尾未亜、白楽ロックビル (2003) 「科学技術者の不正行為にみる研究システムの問題」, 研究者のノンアカデミックキャリアパス 第2回国内ワークショッブレポート 10頁、東京。
3. Mia Matsuo, RockBill Haklak, (2004) Fraud and deceit in the science and technology in Japan, Making the Innovation System Work: Policy Issues & Human Resources, Washington D.C. USA.

H. 知的所有権の取得状況

H - 1. 特許取得

なし

H - 2. 実用新案登録

なし

H - 3. その他

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
松尾未亜、白楽ロックビル	論文を読んで: ドイツにおける研究者の不正	バイオ政治学コラム	223	1~5	2004
松尾未亜、白楽ロックビル	バイオ研究者の不正行為:新聞記事データベースの作成と解析	研究・技術計画学会 第18回年次学術大会 講演要旨集		176-179	2003
藤巻喜代子、白楽ロックビル	映画の中の医療とバイオテクノロジー:肯定度分析法の確立	研究・技術計画学会 第18回年次学術大会 講演要旨集		172-175	2003
白楽ロックビル	NIHのELSI研究グラント(倫理・法律・社会との関係)	バイオ政治学コラム	219	1~6	2003
白楽ロックビル	NIHの研究公正倫理グラント、申請します?	バイオ政治学コラム	218	1-10	2003
白楽ロックビル	(訳)「公正倫理の実施・評価マニュアル」	蛋白質 核酸 酶 素	48	1758-1764	2003
白楽ロックビル	(訳)「公正倫理の研究機関マニュアル」	蛋白質 核酸 酶 素	48	1419-1423	2003
白楽ロックビル	(訳)「公正倫理の研究者マニュアル」	蛋白質 核酸 酶 素	48	1313-1318	2003

20030383

以降は雑誌/図書等に掲載された論文となりますので、
「研究成果の刊行に関する一覧表」をご参照ください。